資料12

議題１２　市独自の遺児手当の今後の方向性について（半田市提出）

市名	回答		
	（１）遺児手当見直し予定	（見直し予定ありの場合） 変更内容	（２）遺児手当の今後の方向性
名古屋市	見直し予定あり	「名古屋市ひとり親家庭手当」として3年間児童1人につき3,000円～9,000円を支給している。児扶手と同じ所得制限を設けているため、児扶手の改正に合わせて所得制限限度額の改正を行う	継続実施
豊橋市	見直し予定あり	支給額については変更予定はないが、所得制限限度額については条例により児童扶養手当法施行令第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定の例によることとしている。	見直しを含め検討中
岡崎市	見直し予定あり	所得限度額を児童扶養手当の一部支給と同額に変更	扶助費の拡大に伴い何らかの見直しが必要との認識を持っているが、具体的には未定。
一宮市	見直し予定あり	一宮市遺児手当の所得制限限度額は、愛知県遺児手当に準じているため、令和6年11月1日から同様に改正予定です。支給額変更はしません。	現状、左記以外の見直し等の予定はありません。
瀬戸市	未定		現行の内容で継続予定
半田市	検討中		半田市遺児手当については、児童扶養手当の増額やひとり親向けの給付金や補助・支援が増加する中、市独自手当の継続必要性が薄まっているため、廃止を含め今後検討していく予定をしている。
春日井市	未定		市独自の子ども福祉手当については、現状どおりで変更の予定はありません。
豊川市	見直し予定あり	児童扶養手当の所得制限限度額の改正内容に合わせて改正します。	支給額等の変更の予定はなく、現行のまま継続します。
津島市	見直し予定あり	令和６年11月分（令和７年１月支給分）以降、児童扶養手当受給資格者の所得制限限度額が引き上げられることに伴い、同限度額を市遺児手当の所得制限限度額とする予定。	未検討
碧南市	見直し予定あり	児童扶養手当の所得制限限度額と同じ基準へ引き上げます	現在の事業を継続していく予定です
刈谷市	未定		刈谷市遺児手当は所得制限がないため、所得制限・加算額は変更なく継続予定。
豊田市	未定		豊田市独自の遺児手当の支給額は、児童一人あたり月額3,000円（両親死亡の場合は児童一人あたり月額4,500円）である。今後の方向性としては、当面の間は現行制度を継続する。また、ひとり親家庭の経済的支援と自立促進に資する制度となるよう、必要に応じて見直しを実施する。
安城市	見直し予定あり	独自手当条例に、所得制限限度額について、児童扶養手当法施行令に準ずる旨が示されているため制限額は変更となります。加算額については変更予定はありません。	差し当たりそのまま継続を予定しています。
西尾市	検討中	西尾市の遺児手当は、県の遺児手当に準じているので、そちらに合わせて改定する予定です。	支給額等の変更予定はなく、県の遺児手当に準じて所得制限限度額のみ変更予定です。
蒲郡市	未定		金額について、現在は対象児童一人につき月額2,000円だが、増額すべきか今後検討していく必要はあると考えています。
犬山市	未定		当市の遺児手当は、所得制限を設けていない。今後の方向性は未定。
常滑市	未定		特に変更する予定はありません。
江南市	未定		愛知県や他の市町村の動向を注視し、市独自の遺児手当の方向性について検討していく。

議題１２　市独自の遺児手当の今後の方向性について（半田市提出）

市名	回答		
	（１）遺児手当見直し予定	（見直し予定ありの場合） 変更内容	（２）遺児手当の今後の方向性
小　牧　市	未定		【市遺児手当の支給額】対象児童の年齢区分に応じて支給 小学生以下の児童1人当たり2,000円/月、中学生の児童1人当たり3,000円/月、高校生の児童1人当たり4,000円/月 【今後の方向性】 現時点では制度見直しの予定はなく、現状どおりの支給を継続していく方針。
稲　沢　市	検討中		稲沢市遺児手当支給額　児童１人につき月額2,000円。 県内市町村の状況を参考の上、検討する。
新　城　市	未定		新城市は所得制限を設けていないため、児童扶養手当制度改正に伴う加算額や所得制限限度額等を見直す予定は今のところありませんが、今後の方向性としましては、光熱費や物価高騰が続く中、今後の社会情勢をみながら、事業の継続の見直しを検討していく予定です。
東　海　市	未定		現在の支給額と変わらず、遺児一人につき月額３，５００円を継続していく予定
大　府　市	見直し予定あり	所得制限限度額の変更 扶養親族等及び児童がない時：2,080,000円 扶養親族等又は児童がある時：2,080,000円に当該扶養親族又は児童につき380,000円を加算した額	支給額の変更等はなく、今後も事業を継続していきます。
知　多　市	未定		令和５年度に制度改正しました。今までの市独自の遺児手当は、児童扶養手当や愛知県遺児手当のような継続的な支援でしたが、現在の遺児手当は、新たにひとり親になった、又は所得が低下した際の生活の立て直し等の支援として、一時金の支給をする内容へ改正しました。この制度を継続する予定です。
知　立　市	未定		当市独自の遺児手当は児童１人につき月額2,400円であり、議題提出市と同じく、児童扶養手当と比して金額に乖離が大きいとは感じておりますが、経済情勢の変化、近隣市町様との均衡等に注視していきたいと考えております。なお、当市独自の遺児手当には所得制限は設けておりません。
尾 張 旭 市	未定		当市の手当についても、限定的かつ児童扶養手当と比較し少額であることから、他市町村の状況も鑑み検討していきたいと考えている。
高　浜　市	未定		現状、見直す予定はない。
岩　倉　市	見直し予定あり	当市遺児手当の所得制限限度額は、愛知県遺児手当支給規則の規定に準じているため、県の方向性にあわせて対応していく予定です。 なお、支給額は遺児1人につき月額2,500円としておりますが、今回の児童扶養手当法の改正（第２子及び第３子以降加算）による手当額の改正予定はありません。	今後も他自治体の動向を注視していきます。
豊　明　市	見直し予定あり	所得制限限度額を児童扶養手当同様に引き上げる	本市は遺児一人につき月額2,500円で、今後も児童扶養手当法の改正等を踏まえて継続していく予定。
日　進　市	未定		市独自の遺児手当における所得制限額については、児童扶養手当の所得制限額に基づいており、今回の法改正により遺児手当の所得制限額も児童扶養手当と同基準となります。なお、加算額の見直しについては未定です。
田　原　市	見直し予定あり	受給資格者の所得制限額を児童扶養手当の所得制限額と同じ制限額に変更（R6.11～	現状、遺児手当の支給額については変更する予定はない
愛　西　市	未定		近隣の状況を見ながら検討
清　須　市	見直し予定あり	児童扶養手当施行令の基準額に準じているため、同様に所得制限限度額を改正	支給要件・支給額共に現状維持で継続予定
北名古屋市	見直し予定あり	所得要件は国の基準に合わせる。手当額は変わらない。２人目・３人目加算についてはもともと無い。	児童１人につき4，350円（1.2.3年目）、2，175円（4.5年目）、以降は支給なし。 今後は、近隣の自治体や県の状況をみて、事業のあり方を検討する。

議題１２　市独自の遺児手当の今後の方向性について（半田市提出）

市名	回答		
	（１）遺児手当見直し予定	（見直し予定ありの場合） 変更内容	（２）遺児手当の今後の方向性
弥　富　市	見直し予定あり	令和６年11月以降の児童扶養手当の改正と同様に、令和６年11月以降の所得制限限度額を改正する予定。	市遺児手当の支給額については、児童扶養手当と比較して少額（本市は遺児一人につき、月額2,200円）であるが、児童扶養手当や愛知県遺児手当に沿うかたちで、今後も見直しや改正等行っていきたい。
みよし市	未定		事業の縮小及び拡大については検討していません。
あ　ま　市	未定		継続
長久手市	検討中		所得制限を設けず、一律3,000円／月支給しているが、支給範囲や支給額を検討中。